法務省政策評価懇談会(第35回)議事要旨

1. 日 時

平成25年2月25日(月)13:30 \sim 15:28

2. 場 所

法務省大会議室(地下1階)

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志 毎日新聞社論説委員

柿嶋 美子 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長) 川端 和治 弁護士

佐久間 総一郎 新日鐵住金株式会社常務取締役

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

中村 美華 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニア

オフィサー

前田 雅英 首都大学東京法科大学院院長 六車 明 慶應義塾大学法科大学院教授

<省内出席者>

西川法務事務次官,大塲官房審議官(総合政策統括担当),関係局部課等担当者

<事務局>

名取秘書課長,椿官房参事官(総合調整担当),熊田秘書課付,山田秘書課補佐官

4. 概 要

○平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)について事務局から説明した後,委員に意見を求めた。

5. 主な意見・指摘等

- ○平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)について
- <社会経済情勢に対応した基本法制の整備>
 - ・法制審議会に諮問された時期や審理期間なども含めて評価すべきではないか。
 - ・閣議に提出した時期を記載するなどして,立法府の要因を別とした実態を表した記載をすべきではないか。
- <裁判外紛争解決手続の拡充・活性化>
 - ・目標が、「認証紛争解決事業者の増加を図る」なのだから、測定指標の基準は、「前年度増加」であるべきではないか。施策として25年度の目標を掲げて政策を実施していくものではないか。
 - 「多様な事業者からの認証申請を促す」とあるが、具体的にどのような形で促しているの

か。また、平成24年度の認証数が「9」と伸び悩んでいる理由は何か。

・参考指標である「認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用実績」について、全体の利用実績が、平成23年度1,285件であることから評価することができることは何か。また、どのような機関に利用が多いのか。どのような紛争について利用が多いのか。全然利用されていない機関の利用されていない理由は何か。利用されていない機関に対する対応はしているのか。拡充ということを目標としている以上、どの程度利用されているかを把握すべきではないか。

<検察権行使を支える事務の適正な運営>

- ・「国民の信頼を回復し、検察改革を実現するために必要な体制を構築する」とあるが、具体的には何を構築したのか。
- ・サイバー犯罪の捜査能力向上が目標にあるが、パソコン遠隔操作による誤認逮捕事件は検察として原因の検証はしたのか。また、したとすれば、どういう形で25年度の目標設定に生かしたか。
- ・研修結果だけではなく,サイバー犯罪の技術的な専門家を雇うなど必要な政策を立てることが大事ではないか。
- ・参考指標にある「被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果」について、中央研修に参加した人数はどれくらいか。人数は増えているのか。どのような研修を行ったのか。どのようなアンケートを行ったのか(選択肢はどのようなものか。)。アンケートから他に参考になる結果は得られなかったのか。被害者の方が感じておられることを知ることはできないのか。
- ・被害者支援員の数を増やすとする指標にしないのか。また、被害者支援員と被害者と接する機会が多い検察庁の職員とでは、研修の内容は異なるのではないか。
- ・被害者支援員の活動が有効とされる犯罪被害などはあるのか。また、典型例など紹介いただきたい。

<矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施>

・「職業フォーラムの活用」の参考指標の中に、参加受刑者のアンケート調査結果を入れて いないのはなぜか。

<保護観察対象者等の改善更生等>

- ・「犯罪予防活動の促進」について、「作文コンテストなどの地域密着型の広報啓発活動」とあるが、「作文コンテスト」以外の活動は具体的には何か。「更生施設への協力を求める活動」とは具体的には何か。作文コンテストを実施することによって、犯罪予防活動が促進されるという分析はどのように検討されているのか。それぞれへの予算の配分割合(概算)はどうなっているのか。
- ・⑥自立更生促進センターの運営のような、直接の効果が期待できる施策にもっと予算配分するべきではないか。

<国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理>

・供託のオンライン利用率の向上について、供託ということからして、もう少し高い利用率となるのではないかと思うところ、どの辺がボトルネックとなってこのような数値になっているのか。そこが分かれば、現実的な目標値が明らかとなるのではないか。

<人権の擁護>

- ・人権の花運動が毎年行われているが、この運動によって「優しさと思いやりの心を体得」 できているのか。その根拠は何か。
- ・目標の記載が従来型の人権の問題のみを記載しており、グローバルな人権なども大きな問題となっていることもあり、サプライチェーンの中で人権問題をどのように扱うのかなど、こうした点についても、施策に含めていくことはないのか。

<出入国の公正な管理>

・目標設定の考え方・根拠の記載である「より一層不法滞在者等の不法就労者が容易に本邦 での滞在を継続できないような仕組みとなったが」については、分かりにくい記載となって いるのではないか。